皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月七日午前九時三十九分御出門、御視察のため、東京都小笠原村硫黄島へ行幸啓、午後九時三十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和７年４月10日

農林水産大臣　江藤　拓

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和七年三月二十七日に、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年４月10日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	20号	八王子市大船町1020番から同市館町1097番229までの上下線

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
長野県東筑摩郡生坂村八七八八番１から同村八七九一番１まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
長野市信州新町日原西字中村二一六一番四から同市信州新町日原西字宮ノ脇二二八三番二地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

北陸地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和七年三月十九日に、関川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年四月十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県電気機械器具製造業最低工賃（令和３年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年４月10日

岩手労働局長　白石　好春

１　適用する家内労働者　岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線の曲げ	リード線の曲げ	２本のリード線について行うもの	１個につき　54銭
リード線の切り	リード線の切り	２本のリード線について行うもの	１個につき　60銭